

行政相談のご利用を…

●行政相談制度とは

行政（総務省）と民間有識者である行政相談委員が一体となって、皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受けて、その解決や実現を促進するとともに、行政運営の改善などを図ります。ご相談は電話や口頭、手紙などでお聞きします。相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

●このような場合ご相談を

- ◆国の仕事、特殊法人等の仕事について
- ◆年金、医療保険、老人保険・福祉、交通安全、郵便、道路、行政窓口サービス等について

●町では

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者の中から委嘱します。本町では、藤田猛さんと4月より新しく委嘱されました生田弘美さんが1・5・9月の第2水曜日と3・7・11月の第4水曜日に上三川いきいきプラザ共用相談室で定期的に相談を受け付けています。また、定期的相談以外でも相談に心じていますので、お気軽にご相談ください。

【相談先】

行政相談委員 藤田 猛さん
（上三川町大字上神主522番地5）

行政相談委員 生田 弘美さん
（上三川町大字多功441番地2）

☎7330

▼問い合わせ先

総務省 栃木行政評価事務所
☎0288(634)4680



軽自動車税の減免について

次の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができます。

▼減免が受けられる軽自動車等

- ①公益のために直接専用する軽自動車等
（特定非営利活動法人、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人に限る）
- ②生活保護を受けている方の原動機付自転車（1台限り）
- ③障がいのある方（一定の要件を満たす方）のために使用している軽自動車等（1台限り）
- ④その構造が専ら身体障がい者の利用に供するた

▼申請に必要なもの

- ・軽自動車税減免申請書（税務課の窓口にあります）
 - ・印かん（納税義務者のもの）
 - ・納税通知書（5月の上旬中旬に発送します）
 - ・障がいに関する証明書（障害者手帳、養育手帳等）③の申請のみ
 - ・運転免許証（運転する方のもの）③の申請のみ
 - ・車両の構造が分かるもの（車検証、写真等）④の申請のみ
- ▼申請期限
- 5月31日（水）まで（納期限まで）
- ※詳細は納税通知書に同封の「軽自動車税の減免について」をごらんください。また、不明な点は左記まで問い合わせください。

▼申請・問い合わせ先

税務課 納税係 ☎9121

不正けし撲滅運動にご協力ください

けしの仲間には法律で栽培が禁止されているものがあります。

毎年、管内で沢山の不正けしが見つかри、「アツミゲシ（セティグルム種）」（写真）と「ケシ（ソムニフェルム種）」がありました。

繁殖力が強く、雑草に混ざって自生しています。

不正けしがご家庭に自生した場合は、抜き処分をお願いいたします。

また、外で不正けしを見かけた時や、鑑別に迷った時は県南健康福祉センターにご連絡ください。



種類	ケシ	アツミゲシ
草丈	100～160cm	50～100cm
茎の特徴	無毛であり、あっても極めて少ない	
葉の色	キャベツの様な白緑色	
葉の特徴	①ふちはノコギリの様 に不規則なギザギザ ②柄がなく、茎を包み 込んでいる。	①葉の切れ込みがやや 深い ②葉の大きさがケシよ りも小型
花の色	赤、桃	薄紫
花びら	4枚、八重	4枚

▼問い合わせ先

栃木県南健康福祉センター
☎02885(22)6119

かみのかわ黒チャーハン スタンプラリー

黒チャーハンのスタンプを集めながら、上三川町を散策していただく「かみのかわ黒チャーハン」のスタンプラリーを開催しています！

黒チャーハンを提供している町内5ヶ所の店舗にスタンプを設置していますので、黒チャーハンを食し、各店舗のスタンプを集めてください。

スタンプ台紙が応募用紙になっており、ご応募頂いた方に抽選で素敵なプレゼントが当たります。

▼実施期間 9月30日(土)まで

▼実施店舗

かみのかわ黒チャーハン提供店5店舗

「御食事処 うえ乃家」、「手打ちそば 割烹 利美」、「お食事処 あか堀食堂」、「中華

ダイニング 楽口福」、「居酒屋 憩」

▼台紙入手先

黒チャーハン提供店・役場産業振興課

上三川町商工会・むかしなつかし館

▼賞品 Ⅱスタンプの数により以下の2つのコースにご応募できます

●パーフェクト賞(全店舗制覇) Ⅱ

特製黒チャーハンTシャツ 5名様

●チャレンジ賞(3店舗制覇) Ⅱ

特製黒チャーハンソース 50名様

▼応募先 Ⅱ役場産業振興課・上三川町商工会・む

かしなつかし館

※各施設へ直接提出または郵送にてご応募ください。

▼問い合わせ先 Ⅱ

産業振興課 商工振興係

☎(56)9150

6月1日は「人権擁護委員の日」

全国人権擁護委員連合会では、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されたことから、6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

人権擁護委員とは、地域の方の身近な相談相手として人権相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をします。また地域の方に人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

啓発活動重点目標を「みんなで築こう人権の世紀」と考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心」と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、一人一人の心に訴えることにより、全ての人が個人として尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開します。

町では左記の通り人権擁護委員による特設相談所を開設します。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

●特設相談所開設

▼日時 Ⅱ 6月1日(木) 午前9時～正午

▼場所 Ⅱ 上三川町役場 町民相談室

○町の人権擁護委員

大橋 住夫さん(本町)

鈴木 武夫さん(上郷二区)

深谷 和子さん(愛宕町)

菊地 守人さん(西蓼沼)

田中 則子さん(三ツ家)

谷中 好江さん(本町)

▼問い合わせ先 Ⅱ 福祉課 福祉人権係

☎(56)9128

FAX(56)6868



くらしと電気の総合プランナー

株式会社 多田電工

TEL 0285-53-6130(代) FAX 0285-53-2865

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1776



Intertek
ISO9001:2015 認証取得

「ごみ・資源物の出し方」スプレー缶は中身を使い切り、穴をあけて袋に入れて出してください